

平成28年7月28日  
日本学術会議事務局  
管理課用度・管理係

## 調 達 公 告

件 名 真空給水ポンプ点検整備業務

ボックス番号 ②

数 量 一式

作 業 内 容 別紙仕様書の通り

履 行 期 限 平成28年9月30日(金)

見 積 提 出 期 限 平成28年8月4日(木)12:00まで  
(郵送の場合は8月3日(水)18:00まで)

見積書提出先及び  
仕様書交付先 〒106-8555  
東京都港区六本木7-22-34  
内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係  
TEL03-3403-1930

担 当 者 名 用度・管理係 参宮、小島

競争に参加する者に必  
要な資格及び注意事項

- ①別添の「オープンカウンター方式について」を参照
- ②参加資格の設定「なし」
- ③参加者は、見積り書の提出をもって  
「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする

## 仕 様 書

- 1 件 名 真空給水ポンプ点検整備業務
- 2 作業場所 東京都港区六本木7-22-34  
日本学術会議庁舎
- 3 履行期限 平成28年9月30日
- 4 作業内容 庁舎地下1階に設置してある加湿ボイラー付属の真空給水ポンプ（型式PX-5D-105：製造年月1999年11月）の各部位の清掃点検及びパッキン等の消耗品交換作業等を行う。（別添参照）  
交換後、試験調整を実施し、作動環境の確認を行う。
- 5 一般事項
  - （1）詳細に関しては、現地調査を実施し見積書の作成に当たること。
  - （2）実施日については、担当者と協議の上、決定することとする。
  - （3）当該作業履行に係る一切の諸費用を計上すること。
  - （4）作業中に生じた事故等については、請負者において対処すること。
  - （5）工事に伴う発生材については、請負業者が関係法令を遵守し、責任をもって適正に処分すること。
  - （6）仕様書に記載はないが、技術上、当然すべき事項については、これを実施するものとする。
  - （7）本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他、特に必要があると認められた場合は、事前に監督職員等と協議の上、決定、解釈を図ること。詳細については、監督職員等の指示に従うこと。

(別添)

## 真空給水ポンプ点検整備項目

	項 目	内 容
1	真空ポンプ部 給水ポンプ部 排水ポンプ部	分解、清掃点検 グランドパッキン モーターベアリング Oリング交換 取付パッキン交換
2	水槽	清掃、掃除口フランジパッキン交換
3	水位スイッチ	清掃点検 取付パッキン交換
4	真空スイッチ	作動状況、劣化
5	排気逆止弁	弁座・弁体の清掃 作動
6	水面計ガラス管	清掃、パッキン交換
7	連成計	校正
8	ストレーナ	清掃、フランジパッキン交換
9	セパレータ	清掃、作動
10	操作盤	端子の増締め・ボイラとの連動

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。